5.183
付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76―87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。
5.184（未使用）
5.185
業務の種類の地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による76―88MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.186（未使用）
5.187
代替分配：アルバニアでは、81―87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議（1960年、ジュネーヴ）の最終文書に従って使用する。
5.188
付加分配：オーストラリアでは、85―87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。オーストラリアにおける放送業務の導入に当たり、関係主管庁の特別協定に従うことを条件とする。
5.189（未使用）
5.190
付加分配：モナコでは、87.5―88MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。
5.191（未使用）
5.192
付加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100―108MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。
5.193（未使用）
5.194
付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ソマリア及びトルクメニスタンでは、104―108MHzの周波数帯は、二次的基礎で航空移動（R）を除く移動業務にも分配する。
5.195（未使用）
5.196（未使用）
5.197
付加分配：シリアでは、108―111.975MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9.21号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。
5.197A
108―117.975MHzの周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動業務（R）にも分配される。この使用は、決議第413（WRC―07、改）の規定に従わなければならない。なお、108―112MHzの周波数帯の航空移動（R）業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機と関連の受信機で構成されるシステムに限る。
5.198（未使用）
5.199（未使用）
5.200
117.975―137MHzの周波数帯においては、121.5MHzの周波数は航空非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHzの周波数は121.5MHzの補助の航空用周波数とする。海上移動業務の移動局は、無線通信規則第31条に定める条件に従い、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。
5.201
付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132―136MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動（OR）業務にも分配する。航空移動（OR）業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動（R）業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。
5.202
付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、ヨルダン、ラトビア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136―137MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動（OR）業務にも分配する。航空移動（OR）業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動（R）業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。
5.203（未使用）
5.203A（未使用）
5.203B（未使用）
5.204
業務の種類の地域差：アフガニスタン、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、キューバ、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、クウェート、モンテネグロ、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、セルビア、シンガポール、タイ及びイエメンでは、137―138MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動（R）を除く移動業務に分配する（無線通信規則第5.33号参照）。
5.205
業務の種類の地域差：イスラエル及びヨルダンでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）による137―138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.206
業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、グルジア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動（OR）業務による137―138MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.207
付加分配：オーストラリアでは、137―144MHzの周波数帯は、放送業務が地域的な分配での運用が可能となるまで、一次的基礎で放送業務にも分配する。
5.208
移動衛星業務による137―138MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。
5.208A
137―138MHz、387―390MHz及び400.15―401MHzの周波数帯において移動衛星業務の宇宙局に割当てを行うに際しては、主管庁は、150.05―153MHz、322―328.6MHz、406.1―410MHz及び608―614MHzの周波数帯で運用される電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために実行可能な全ての措置を執る。電波天文業務に対して有害とみなされるしきい値は、関連するＩＴＵ―R勧告に示されている。
5.208B
137―138MHz、387―390MHz、400.15―401MHz、1452―1492MHz、1525―1610MHz、1613.8―1626.5MHz、2655―2670MHz、2670―2690MHz及び21.4―22GHzの周波数帯は、決議第739（WRC―07、改）の規定を適用する。